

# 重要事項説明書

## 介護



合同会社 NOBILVA

訪問看護ステーション アズ

## 1 訪問看護事業者の概要

[2024年6月1日現在]

事業者名称	合同会社 NOBILVA
代表者氏名	原口享
法人設立年月日	令和1年10月1日

## 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション アズ
介護保険指定事業所番号	3661290035
事業所所在地	徳島県名西郡石井町石井字石井 629-4
連絡先 相談担当者名	TEL 088-660-6089 FAX 088-660-6091 管理者：板東光恵
事業所の通常の事業の実施地域	徳島市(佐古地区、加茂名地区、加茂地区、国府地区、北井上地区、南井上地区、入田地区、不動地区など)、石井町、神山町、鴨島町、川島町、吉野町、土成町、上板町、板野町、藍住町、北島町を基本とする。その他、地域は要相談とする。

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	看護師等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者ならびに特定疾患等患者のために医師の判断により看護等が必要なもの(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の看護師は、利用者の介護又は介護予防、医療を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日 (緊急時の場合を除く)
営業時間	8:30～17:30 (緊急時は24時間対応)

(4) 事業所の職員体制

管理者	板東光恵
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主治医・担当医などからの指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li> <li>2. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li> <li>3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常勤 1名 看護師との兼務可能
看護師	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li> <li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成・変更を行います。</li> <li>3 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li> <li>4 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。</li> </ol>	常勤換算で 看護師と准看護師との合計が2.5名以上
准看護師	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li> <li>2 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。</li> </ol>	常勤換算で 看護師と准看護師との合計が2.5名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 主治医・担当医などからの指示および訪問看護計画に基づき、リハビリテーションを提供します。</li> </ol>	適当数

上記、職員等は常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。またサービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（サービス例）  病状・障害の観察 清拭・洗髪等による清潔の保持 食事及び排泄等日常生活の世話 褥創の予防・処置 リハビリテーション ターミナルケア 認知症患者の看護 療養生活や介護方法の指導 カテーテル等の管理 その他医師の指示による医療処置 その他、看護・リハビリテーションに付随する内容 訪問看護報告書の作成

#### (2) 訪問看護職員の禁止行為

訪問看護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② サービス提供に関係のない利用者の同居家族等に対するサービス提供
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

介護	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
看護師	¥3,140	¥4,710	¥8,230	¥11,280
准看護師	¥2,826	¥4,239	¥7,407	¥10,152
介護	20分	40分	/	
理学療法士等	¥2,940	¥5,880		
早朝・夜間	深夜(22～6時)にサービス提供する場合：上記金額の25%の上乗せ			
夜間	夜間(18～22時)または早朝(6～8時)にサービス提供する場合：上記金額の50%の上乗せ			

要支援	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
看護師	¥3,030	¥4,510	¥7,940	¥10,900
准看護師	¥2,727	¥4,059	¥7,146	¥9,810
要支援	20分	40分	/	
理学療法士等	¥2,840	¥5,680		
深夜	深夜(22～6時)にサービス提供する場合：上記金額の25%の上乗せ			
早朝・夜間	夜間(18～22時)または早朝(6～8時)にサービス提供する場合：上記金額の50%の上乗せ			

看護師/要介護	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
1割負担	¥314	¥471	¥823	¥1,128
2割負担	¥628	¥942	¥1,646	¥2,256
3割負担	¥942	¥1,413	¥2,469	¥3,384
准看護師/要介護	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
1割負担	¥283	¥424	¥741	¥1,015
2割負担	¥565	¥848	¥1,481	¥2,030
3割負担	¥848	¥1,272	¥2,222	¥3,046
理学療法士等/要介護	20分	40分	/	
1割負担	¥294	¥588		
2割負担	¥588	¥1,176		
3割負担	¥882	¥1,764		
看護師/要支援	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
1割負担	¥303	¥451	¥794	¥1,090
2割負担	¥606	¥902	¥1,588	¥2,180
3割負担	¥909	¥1,353	¥2,382	¥3,270
准看護師/要支援	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
1割負担	¥273	¥406	¥715	¥981
2割負担	¥545	¥812	¥1,429	¥1,962
3割負担	¥818	¥1,218	¥2,144	¥2,943
理学療法士等/要支援	20分	40分	/	
1割負担	¥284	¥568		
2割負担	¥568	¥1,136		
3割負担	¥852	¥1,704		

加算について

加算名	介護	料金	内容
初回加算(Ⅰ)		¥3,500 /月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない
初回加算(Ⅱ)		¥3,000 /月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない
緊急時訪問加算(Ⅰ)		¥6,000 /月	(1)利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること
緊急時訪問加算(Ⅱ)		¥5,740 /月	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の条件で(1)のみに該当する場合に算定する
夜間・早朝・深夜加算	早朝・夜間	所定単位の25% /回	夜間、深夜、早朝の時間帯に指定訪問看護を提供、居宅介護サービス計画または訪問看護計画に、サービスの開始時刻が、夜間、深夜、早朝の時間帯にある場合に算定する。
	深夜	所定単位の50% /回	
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	¥2,540 /回	1人で看護を行うことが困難な利用者に対して、看護師等が2名または看護師と准看護師・理学療法士等で訪問看護を行った際に算定する。 本加算を算定する条件として、 1.身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 2.暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 3.その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合
	30分以上	¥4,020 /回	
長時間訪問加算		¥3,000 /回	別紙1に記載される要介護の利用者に対して所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に、引き続き指定訪問看護を行い、所要時間を超過した時間が1時間30分を超えて訪問看護を行った際に算定する
特別管理加算(Ⅰ)		¥5,000 /月	・別紙2に記載される病名に対して訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届出していること、 ・利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届出していること、 ・訪問の際、利用者の症状が重篤だった場合、速やかに医師による診察を受けることができるように支援すること、 ・「真皮を越える褥瘡」の利用者には、1週間に1回以上、褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い、褥瘡の発生部位と実施したケアを訪問看護記録書に記録すること、 ・「週3日以上」の点滴注射の利用者には、点滴注射が終了した場合、その他必要な場合、主治医に速やかに利用者の状態を報告し、点滴注射の実施内容を訪問看護記録書に記録することの条件を満たした際に算定する。
特別管理加算(Ⅱ)		¥2,500 /月	厚生労働大臣の定める中山間地域等に居住する利用者に対するサービスを提供すること、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供していることと算定する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位の5% /回	徳島県では神山町神領および箕島よし町毛田・中庄の一部の地域が該当する。参考 URLhttps://www.mhlw.go.jp/web/_/doc?dataId=82ab8055&dataType=0&pageno=1
ターミナルケア加算		¥25,000 /月	・ターミナルケアが必要な利用者に対して24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて訪問できる体制を整備していること ・主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画、支援体制について利用者とその家族に説明し、同意を得てターミナルケアを行っていること ・ターミナルケアの提供について必要な事項が適切に記録されており、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供し、事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C0000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること
口腔連携強化加算		¥5,000 /月	病院、診療所、介護老人保健施設又は入院中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養に必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り、所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない。
退院時共同指導加算		¥6,000 /回	当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数、看護職員による訪問回数を超えていること。
理学療法士等の減算について (右記点数は減算される点数)	要介護	(¥8) /回	緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと※1 ※1.2の両方を満たす場合
	要支援	(¥5) /回	
	要支援	(¥20) /回	

#### 4 その他の費用について

①交通費	利用者の居宅が本事業所より片道 15 km以上の利用の場合：1 kmあたり 20 円/日を算定する。	
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の 10%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

#### 5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者もしくは家族様あてお届けします。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(1) 当院指定口座への振り込み 徳島大正銀行</p> <p>(2) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問看護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 7 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 8 個人情報の取り扱いなどについて

良質な介護サービスをご提供させていただくために利用者様のプライバシーに十分配慮した上で、個人情報を適切に取り扱うことを宣言します。

### 【事業所内での利用】

- ◇ 提供する介護・医療サービス
- ◇ 介護・医療保険事務
- ◇ 会計・経理
- ◇ 介護・医療事故等の報告
- ◇ 当該対象者への介護・医療サービスの向上
- ◇ 実習生への協力
- ◇ 介護・医療の質の向上を目的とした院内症例研究や研究報告
- ◇ その他、対象者に係る管理運営業務

### 【事業所外への情報提供としての利用】

- ◇ 他の医療機関および居宅介護支援事業所、介護サービス事業所などへの情報提供
- ◇ 他の医療機関等および居宅介護支援事業所、介護サービス事業所からの照会への回答
- ◇ 対象者の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ◇ ご家族等への病状説明
- ◇ 保険事務の委託
- ◇ 審査支払機関へのレセプトの提供

- ◇ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ◇ 介護・医療の質の向上を目的とした研修および学会発表
- ◇ その他、対象者への介護・医療保険事務に関する利用
- ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◇ 外部監査機関への情報提供

## 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 11 災害等時の対応について

指定訪問看護利用中に災害(地震・火事等)が発生した際は“緊急時災害マニュアル”を基に対応していき、利用者の安全確保に努めていきます。また自然災害発生時における事業継続計画に基づき、非常およびその他の緊急の事態に備え、職員および利用者へ周知徹底するために定期的に訓練や研修を行い、事業継続の取り組みを強化していきます。

## 12 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者へ速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者へ送付します。

## 14 サービス提供等の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。その際に料金は発生する場合がありますのでご了承ください。

## 15 衛生管理等および感染症蔓延時の対応について

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染症の蔓延による対策・対応などについては利用者へ口頭ないしは紙面にてお知らせします。
- ④ 感染症発生時における事業継続計画に基づき、感染予防についての研修およびシミュレーションを定期的に行うことで、日頃からの対応を強化していきます。

## 16 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします
  - ◇ 苦情や相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う
  - ◇ 管理者は、看護職員等に事実関係の確認を行う
  - ◇ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する
  - ◇ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者に対し必ず対応方法を含めた結果報告を行う（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）

市町村名	窓口区分	住所	電話番号
	訪問看護ステーションアズ	石井町石井字石井629-4	088-660-6089
	国民健康保険団体連合会	川内町平石若松78-1	088-665-7205
	徳島県社会福祉協議会	中昭和町1-2	088-654-4461
石井町	長寿社会課	石井町高川原字高川原121-1	088-674-6111
	西部地域包括支援センター	石井町浦庄字上浦157-11	088-675-3722
	東部地域包括支援センター	石井町石井字城の内563	088-674-7265
徳島市	徳島市高齢介護課	徳島市幸町2丁目5	088-621-5585
	地域包括支援センター	徳島市幸町3丁目77	088-624-7775
吉野川市	長寿いきがい課	鴨島町鴨島115-1	0883-22-2264
	地域包括支援センター	鴨島町鴨島252-1	0883-22-2744
阿波市	介護保険課	市場町切幡字古田201-1	0883-36-6814
	地域包括支援センター	市場町切幡字古田201-1	0883-36-6543
神山町	健康福祉課 介護保険係	神山町神領字本野間100	088-676-1114
	地域包括支援センター	神山町神領字本野間100	088-676-1185
上板町	福祉保健部	上板町七條字経塚42	088-694-6810
	地域包括支援センター	上板町西分字橋西1-11	088-694-5597
板野町	福祉保健課	板野町吹田字町南22-2	088-672-5986
	地域包括支援センター	板野町吹田字町南22-2	088-672-1026
藍住町	健康福祉課 介護保険室	藍住町奥野字矢上前32-1	088-637-3132
	地域包括支援センター	藍住町奥野字矢上前52-1	088-637-3175
北島町	健康保険課	北島町中村字上地23-1	088-698-9805
	地域包括支援センター	北島町中村上地23-1	088-698-9851

訪問看護ステーション アズ produced by NOBILVA

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日                    年                    月                    日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 訪問看護ステーション アズ

<住所> 〒779 - 3233 徳島県名西郡石井町石井字石井 629-4

<管理者> 板東光恵

利用者

<住所>

<氏名>

代理人

<住所>

<氏名>

(続柄)